

平成17年分所得税

確定申告

特集

平成18年度町県民税

申告相談

受付期間=2月16日(木)~3月15日(水)



町では、上記期間中申告相談を受付けますので、お早めに申告してください。

なお、地区日程日に申告できない人は、受付期間内に申告してください。(土・日曜日を除く)



申告しなければならない人

- ① 平成17年中に営業、農業、配当、不動産、譲渡などの所得があつた人。
- ② 給与所得者で、次に該当する場合。
 - 給与の年収が2,000万円を超える人。
 - 2か所以上から給与等を受けている、年末調整をしていない場合。
 - 年末調整後に、内容に変更が生じた人。
 - 給与所得のほかに、①のような所得がある場合。
 - 給与所得のみの人でも、事業主が「給与支払報告書」を町へ提出していない場合。

③ 国民健康保険加入世帯の世帯主

- ※右記に該当しない場合（例えば、給与所得のみで年末調整を受けている場合や、所得が無く家族の扶養になつてている場合は、申告の必要はありません）。
- ※青色申告の人、所得税の確定申告書が届いた人及び土地・建物・株式等の譲渡所得のあつた人は、税務署に申告してください。



申告に必要な物

- ① 印かん
- ② 申告書（税務署から送付される人）
- ③ 申告者名義の預貯金通帳（確定申告での所得税の口座振替による納付又は、還付金の受領の口座振込制度利用推進のため。）
- ④ 平成17年中の所得が明らかにできる書類

- 給与・報酬・賃金・年金等がある人は、源泉徴収票。
- 営業・地代・家賃・配当・その他の所得の内容を証明するもの。
- 国民健康保険税、国民年金保険料、医療費、生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の支払いのある人は、領収書又は証明書。

⑥ ボールペン・計算器具（電卓等）

- 国民健康保険加入者は、保険税の軽減が受けられません。
- 国民年金保険料の申請免除が受けられません。
- 扶養関係の手続きなどに必要な証明書の交付ができません。
- 児童扶養手当が受給できません。

特集

税金を
納める義務と
託す夢

本郷中学校

3年

石川美樹子

受付時間		
午後1時～4時	午前の部	午後の部
午前9時～11時		
会 場		
上三川町役場 3階大会議室		

※期間中は混雑が予想されますので、できるだけ日程どおりに申告してください。

所得税の確定申告・町県民税の申告相談 日 程 表

月 日	地 区 名
2月16日(木)	大山第1・第2・第3・第4・天神町
2月17日(金)	西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・間の田
2月20日(月)	上梁・川中子1区・2区・3区・県営かみのかわ住宅・ゆうきが丘第1～第5
2月21日(火)	下神主・上神主・薄市・石田下坪・西田南・西田北・トータスホーム
2月22日(水)	島崎・石田上坪・鞘堂・西浦・富士見台
2月23日(木)	上郷1区・2区
2月24日(金)	上郷3区・4区・5区・西蓼沼
2月27日(月)	東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原・上文挟・西汗上東・露無・青雲寮・ひがしはら
2月28日(火)	東汗東・東汗西・西木代
3月1日(水)	西汗上西・西汗下
3月2日(木)	磯岡・美里・並木
3月3日(金)	本郷台第1・本郷台第2・日産関係・雇用促進住宅関係・友愛苑・マロニエプラザ
3月6日(月)	三ツ家・常光坊・下町1区・2区
3月7日(火)	下町3区・4区・5区・中町・大町・東館南部・泉町・三本木
3月8日(水)	上町・東館北部
3月9日(木)	井戸川・愛宕町・願成寺・桃畠
3月10日(金)	上蒲生北部・上蒲生南部・下蒲生・坂上河原
3月13日(月)	五分一・三村・坂上本田
3月14日(火)	峰町・睦渕・しらさぎ
3月15日(水)	申 告 書 審 査 日

国民年金保険料の納付証明書等の添付（提示）義務について

平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除する場合に、1年間の納付額を証明する書類を添付等することが義務づけられました。このため、17年から納付額を証明した控除額証明書（ハガキ）が社会保険庁から送付されますので、申告の際はこの証明書や領収書を必ず持参してください。

国民年金保険の領収書や控除証明書をなくしてしまった場合は？

社会保険事務所や専用コールセンターに、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「生年月日」等を申し出て、控除証明書の再発行を依頼してください。

▼連絡先＝宇都宮西社会保険事務所

☎028(622)4222

専用コールセンター

☎0570(00)9911



HPで申告書をカンタン作成、プリントアウト。

www.nta.go.jp

確定申告

所得税・贈与税・事業税・住民税 個人事業者の消費税・法人消費税
3月15日(水)まで 3月31日(金)まで

※申告と納税は別個の流れ。納税は決済方法を選択

・郵便局・郵便局・市町村

▼問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎569122

街中見ればわかるはず あなたの納税の大切さ

明治中学校 3年 高橋 未来

正しい申告を!

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さん、税法に従つて自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならない人が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足分を納めるだけでなく、不足税額の15%又は10%の加算税が課せられる場合があり、さらに延滞税も納めなければなりません

国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成することができます。ここで作成した申告書を印刷し、税務署に提出できます。アドレス＝<http://www.nta.go.jp> 入力画面の案内に従つて金額等を入力しますと、計算結果の表示や印刷ができます。詳しい利用方法はホームページをご覧ください。

確定申告会場が変わります

宇都宮税務署では今年から確定申告会場をマロニエプラザに変更し、所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の申告の相談と申告書の受付を行つことになりました。

開設期間は2月1日(水)から3月15日(水)までとなります。

なお、土・日曜日・祝日は開設しておりますが、2月19日と26日の日曜日に限り開設しています。(現金納付の窓口業務は行いません。)

また、期間中は、他の催事により駐車場が満車となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。この期間以外については税務署が確定申告会場となります。

皆さんのご協力、ご理解をお願いいたします。

ご不明な点は宇都宮税務署にお尋ねください。

☎ 028 (621) 2151

宇都宮税務署 確定申告会場

所在地 宇都宮市元今泉6-1-37



特集

税金は 民から国へ 夢のせて

上三川中学校 2年 奥野 耀亮

医療費控除の計算方法		
その年に支払った医療費 保険金などで補てんされる 金額	-	医療費控除額（最高200万円）

10万円又は総所得金額の 5%（どちらか少ない額）	-	医療費控除額（最高200万円）
------------------------------	---	-----------------

自己、又は生計を共にする配偶者や、その他親族のために医療費を支払った場合には、左の算式によつて計算した金額を、医療費控除として控除されます。

必要な書類等

医療機関からの領収書、支払った医療費に対し社会保険などから支給を受けた療養費や分娩費のほか、給付された金額を明らかにする明細書。※医療費とならないもの

- 医師などへの謝礼
- 健康診断や美容整形の費用
- 疾病予防や健康増進などの医薬品や、健康食品の購入費

医療費控除を受けられる人へ



住宅借入金等特別控除を受けられる人へ



住宅ローンを利用してマイホームの新築や増改築をした時には、一定の要件に当てはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。

主な要件等

新築住宅

- 住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き住んでいくこと。
- 家屋の床面積が50m²以上で、かつ、2分の1以上が居住用であること。

- 控除を受ける年の所得金額が、3,000万円以下であること。
- 民間の金融機関や、住宅金融公庫などの住宅ローンを利用していること。

- 住宅ローンの返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること。

- 新築住宅の要件に当てはまること。
- その家屋の取得の日以前、20年以内（マンション等の耐火建築物に

中古住宅

- 自己の所有している家屋で、自己の居住用に使用しているものの増改築であること。
- 増改築をした後の家屋の床面積が50m²以上で、しかも上記の新築住宅の要件も満たしていること。
- 増改築等の工事費用が、100万円を超えるものであること。

住宅借入金等特別控除提出（必要）書類

①	住民票（平成18年発行のもの）
②	工事請負契約書又は売買契約書の写し（提出書類のため、コピーを持参ください）
③	建物の登記事項証明書（登記簿謄本）
④	敷地等の登記事項証明書（登記簿謄本）、敷地等の売買契約書の写し（住宅敷地等の取得に係る借入金が含まれている場合）
⑤	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（平成17年12月31日現在残高）
⑥	増改築などの場合は、①～⑤のほか検査済証の写し、建築確認通知書の写し、又は増改築等工事証明書
⑦	平成17年分の給与の源泉徴収票
⑧	印かん及び申告者名義の預貯金口座（還付金振込用）
⑨	ボールペン、卓上計算機

住宅借入金等特別控除申告説明会の開催

- ▼日時=2月10日(金)
午前10時～正午
明治地区・本郷地区
午後2時～午後4時
上三川地区
▼場所=役場3階大会議室
▼用件・書類等=右記表のとおり

所得税の確定申告は

自分で正しくお早めに！

白色申告の人は収支内訳書の添付を！

事業所得や不動産所得、山林所得のある人で確定申告書を提出する人は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

申告書の記入に当たって！

申告書を自分で書く時は、「所得税の確定申告書の手引き」などを参考にしてください。

「所得税の確定申告書の手引き」に示されている記載例に基づいて記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになりますので、ご自分で記入してお早めに提出してください。

税金の還付は口座振込で

還付申告される人は、本人の預金口座への振込による還付金の受取りが大変便利です。また、振込を希望される人は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金種別、口座番号を正確に書いてください。

申告書作成できたら提出は郵送等でお早めに！

申告書は、郵送などにより提出することができます。確定申告の期間中は申告会場が大変混雑しますので、税務署に郵送等で提出することをお勧めします。

▼送付・問い合わせ先

〒320-8655

宇都宮市昭和2-1-1-7
宇都宮税務署

☎ 028(621)2151

納税は期限内に振替納税のご利用を！

平成17年分の確定申告による所得税の納期限は、3月15日(水)です。

期限内に納付してください。

また、振替納税を利用されている人は、指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。振替納税をまだ利用されていない人は、手数が省け、うつかり納税を忘れてしまうこともない振替納税が大変安全で便利ですので、ぜひご利用ください。

振替納税の場合の振替日＝
4月20日(木)

にせ税理士にご注意を！

確定申告の時期になりますと、税金の申告手続きなどを税理士に依頼する人が多いと思いますが、その際には法律により税理士業務を行うことができる人に依頼してください。

納税者からの依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談は税理士など法律により税理士業務を行える人にしかできないことになっています。

ところが、この時期には、税務書類の作成などを税理士に依頼する人が多いことに便乗して、税理士業務を行えない人が申告書の作成などを行っている場合があります。

このような「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した人に迷惑をかける結果となることが多いので、くれぐれもご注意ください。

